

奈良県文化会館ネーミングライツ導入に関する基本方針

奈良県文化会館（以下、「本施設」という。）へのネーミングライツを導入するにあたって、遵守すべき基本的な事項は以下のとおりとする。

1. 募集及び選定

ネーミングライツの募集及び選定は、事業者の責任と裁量において行うものとする。

2. 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、事業期間の範囲内において、事業者が設定できるものとする。

3. ネーミングライツの金額

ネーミングライツの最低金額は、事業者が設定できるものとする。

4. ネーミングライツ・パートナーの選定方法

ネーミングライツ・パートナー（以下、「パートナー」という。）の選定方法は、次項のパートナーの資格を満たすことを条件とし、それ以外については事業者が設定できるものとする。また、事業者が第三者へネーミングライツを転売することも可能とする。

5. パートナーの資格

事業者は、パートナーを選定するにあたり、以下の各号のいずれかに該当する法人等については、不可とする。

- ① PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当する者
- ② 奈良県文化会館条例第 2 条（使用の承認）に反する事業を行う者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下、「風営法」という。）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- ④ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以下、「貸金業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- ⑤ 消費者金融、商品先物取引に関する者、たばこ（電子たばこ等を含む）の製造又は販売業、賭け事に係る業種に属する事業を行う者

要求水準書付属資料 11

- ⑥ 公序良俗に反する事業を行う者
- ⑦ 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う者
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者
- ⑨ 国税、地方税等を滞納している者

6. 名称の条件

事業者は、パートナーが提案する名称が、以下の各号のいずれかに該当する場合、これを承認してはならない。

- ① 奈良県文化会館条例第 2 条（使用の承認）に反するもの
- ② 法令等に違反するもの
- ③ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ⑥ 特定の政治、宗教又は思想等に関するもの
- ⑦ 青少年の健全な育成を阻害するもの
- ⑧ 風営法第 2 条に規定する営業に関するもの
- ⑨ 貸金業法第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- ⑩ 詐欺的な取引その他公正な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑪ たばこの広告や喫煙を促すもの

7. 費用負担及び特典

ネーミングライツの導入に伴い発生する費用（名称の変更に伴う広告物等の表示変更等）については県は一切負担しない。パートナーへの特典については、事業者とパートナーとの協議により、事業者が設定すること。

8. 名称及びロゴマークに関する知的財産権

パートナーが作成した名称及びロゴマークに関する知的財産権の扱いについて、県は、本施設の広報等を目的として、当該名称及びロゴマークを無償で使用できるものとする。